

2026年4月2日

「令和7年度品目団体輸出力強化緊急支援事業」入札の実施について

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

一般社団法人日本青果物輸出促進協議会  
会長 菱沼義久

1 入札に付す事項

(1) 契約の名称

別紙「令和7年度品目団体輸出力強化緊急支援事業に係る一般競争入札」の取組名に記載の名称。

(2) 契約の目的と内容

別紙「令和7年度品目団体輸出力強化緊急支援事業に係る一般競争入札」の事業委託に掲げる内容。

詳細は入札説明会で配付する仕様書による。

(3) 履行期限

契約日から 2027年3月8日

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 青果物関連業務において実績のある者。

(2) 特別な理由がある場合を除き、入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項

各号に掲げる者は、入札に参加できないこととする。

(3) 本協議会との契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者は、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。

キ この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約

の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。  
アからキに該当する事実があった後三年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

### 3 入札執行の場所及び日時

#### (1) 入札場所

東京都千代田区内幸町1-2-1 日土地内幸町ビル2階  
一般社団法人日本青果物輸出促進協議会 事務局

#### (2) 入札日時

別紙「令和7年度品目団体輸出力強化緊急支援事業に係る一般競争入札」の入札時間とし、その後 企画審査を行う。(1入札者当たり15分程度とするが、入札者数により前後することがある。)

#### (3) 開札場所

(1)に同じ

#### (4) 開札日時

(2)に同じ

#### (5) 入札の方法

金額評価及び企画審査により選定することとする。なお、企画審査は企画書の評価により行うこととする。

#### (6) 入札の留意事項

ア 入札者は、事前に本業務に係る入札説明会(別紙「令和7年度品目団体輸出力強化緊急支援事業に係る一般競争入札」の日時)を受けなければならない。

イ 入札者は入札日(企画審査日)の前日15時までに、次の書類を事務局に提出(又は郵送:必着)しなければならない。

(ア) 令和8年度内有効な「物品・役務に関する入札参加資格要件」を満たすことを証する書類(写し)

(イ) 企画書(A4サイズ 15 ページ以内(両面で 30 ページ以内)) 3 部

(ウ) 評価項目一覧(入札者が、社名、事業名、企画書ページを記入したもの)3 部

(エ) 契約に係る指名停止等に関する申立書

(オ) 見積書(経費ごとの内訳の金額を整理した書類:企画書とは別にすること)

ウ 入札は協議会の所定場所で所定の日時に実施し、時間に遅れた場合は入札等の資格を失う。郵便、メール等による入札は認めない。

エ 入札書の提出部数は1部とし、誤記、脱落がないよう明瞭に記入し、提出する。

オ 一度提出した見積書を取替、変更及び取消しをすることはできないものとする。

カ 開札の結果、落札者がいないときは、初度の入札に参加した相手方に再度の入札を行う旨伝え、同一条件で直ちにこれを3回まで行う。

### 4 入札保証金

免除

## 5 入札心得等の交付に関する事項

### (1) 入札心得、契約書(案)及び仕様書の交付

別紙「令和7年度品目団体輸出力強化緊急支援事業に係る一般競争入札」に記載の入札説明会において、交付するものとする。

また、評価項目一覧についても配付する。(必要事項を記載し、入札日の前日 15 時まで提出すること)

なお、入札説明会への参加は1者2名以内とするとともに、入札説明を受けた者が入札に参加しない場合は、入札日の前日 15 時までに入札辞退届を提出すること。

### (2) 留意事項

#### 書類受領者の責務

入札に参加する者は、必ず入札に係る仕様書を確認して疑問点を解明し、契約締結後になって紛争の起こることのないように仕様規格等に対する見解を統一すること。

なお、仕様書の理解が不十分な場合などにより損害を受けた場合は、入札に参加する者の負担とする。

## 6 送付による入札の可否

認めない。

## 7 落札者の決定方法

総合評価により選定する。(説明会において評価手順書を提示する。)

## 8 契約書作成の要否

要

## 9 予定価格の有無

有

## 10 最低制限価格の有無

無

## 11 その他

### (1) 無効入札

次に掲げる入札は無効とする。

ア 入札書に記載した金額が訂正されている場合

イ 同一の入札について2通以上の見積りを提出した場合

ウ その他の入札等に関する条件に違反した場合

### (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札に参加する者は、消費税等を含めた契約金額の総額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税の課税業者であるか免税業者であるかを

申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称:一般社団法人日本青果物輸出促進協議会

イ 所在地:東京都千代田区内幸町 1-2-1 日土地内幸町ビル2階

(4) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1者の場合であっても、入札を執行する。

(5) 入札執行の公開及び審査の経緯・結果の問合せ

この入札の執行は、公開しない。また、入札に関わる審査の経過・結果等に関する問合せには回答しない。

(6) その他

詳細は仕様書による。

(7) 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

以上